

公益社団法人和歌山県スポーツ協会後援名義使用承認基準

(昭和 59 年 4 月 1 日改定)

(平成 17 年 4 月 1 日改定)

(平成 24 年 4 月 1 日改定)

(令和 4 年 4 月 1 日改定)

(令和 6 年 7 月 1 日改定)

公益社団法人和歌山県スポーツ協会（以下「本会」という。）後援名義使用申請に対しては、おおむね下記の基準によって審査し、理事長の決裁を経てこれを承認するものとする。

1 主催者についての承認基準

- (1) 本会に加盟している団体
- (2) 官公庁
- (3) 学校その他の教育機関
- (4) 地方公共団体その他公共団体
- (5) 公共的団体
- (6) 公益法人およびこれに準ずる団体（ただし、宗教法人、宗教団体を除く。）
- (7) 報道機関、映画会社等

個人営利会社等に対して承認基準 2 に該当するものは、特に審査のうえ承認してもさしつかえないこと。

2 事業内容についての承認基準

- (1) その目的が明らかに体育、文化の向上普及に寄与するものであり、かつ本会の決定した方針に反しないものであること。
- (2) その規模が広範囲にわたるものであることとし、1 市町村単位程度のきわめて限られた地方的なものは原則として承認しないこと。
- (3) その他本会において後援することが適当と認められるとき。

3 その他承認基準

- (1) 事業計画および事業予算が確立されていること。
- (2) 講演会、研修会等においてその講師が事業目的に適合した者であること。
- (3) 開催、開設の場所が環境衛生、災害防止について十分な設備その他の措置が講じられていること。

4 申請の手続き

- (1) 本会の後援名義の使用申請しようとする者は、後援名義使用申請書（別紙 1）を原則として事業の開催する 2 ヶ月前までに提出しなければならない。
- (2) 本会は、前項の申請書を受けたときは、速やかに審査し、理事長の決裁を経てこれを承認するものとし、文書により通知する。

5 事業終了の報告

後援名義使用の承認を受けた事業の主催者は、事業終了後速やかに事業実施報告書（別紙 2）を提出しなければならない。